

感染症対策指針

1. 総則

株式会社こあらつづき（以下「当事業所」という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、感染症に罹患しないような適切な介護に努めるとともに、その発生防止及び蔓延防止の体制を整備することを目的に、感染症対策指針を定めるものである。

2. 職員の責務

当事業所の職員は、感染症に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて感染症の予防について配慮しなければならない。

3. 感染症予防対策担当者の決定

（１） 感染症予防対策担当者の定義

事業所の管理者は、感染症に必要な知識及び技能を有する者として、（職員の中から）専任の「感染症予防対策担当者」（以下「担当者」と略す）を１名指名し、当施設内の 感染症予防対策を担当させる。なお、担当者は介護業務等の他の業務との兼務を可とする。

（２） 担当者の職務

担当者は、委員会・サービス担当者会議等に参加し、感染症に関する助言・指導を行う。

①感染症の種類によっておこる症状の理解し周知すること

②疾病に対しての対応方法として、重篤化するリスクについての対策を示す

4. 対策を実施する主な感染症

- １）インフルエンザウイルス
- ２）胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- ３）肝炎ウイルス（Ａ型～Ｅ型）
- ４）食中毒（黄色ブドウ球菌・Ｏ１５７等）
- ５）メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- ６）国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- ７）その他の感染症

5. 感染症対策委員会の設置

（１） 目的

当事業所内の感染症予防対策及び蔓延防止対策を効果的に推進するために、当事業所に「感染症対策委員会」を設置する。

（２） 感染症対策委員会の構成

感染症対策委員会は、次に掲げる者で構成し、互選により委員長を決定する。

- ア 事業所管理者
- イ 担当者
- ウ 介護職員
- エ その他事業所管理者が必要と認める者

（３） 感染症対策委員会の開催

感染症対策委員会は、委員長の招集による感染症対策委員会を毎月開催し、また感染症が発生しやすい時期や感染症の疑いのある場合は、必要に応じて随時開催する。委員会において次に掲げる事項について審議する。

- ア 事業所内における感染症の予防体制の確立に関すること
- イ 感染症予防に関する情報の収集に関すること
- ウ 事業所内で報告のあった感染症事例の対応策に関すること
- エ 感染症予防及び拡大防止（事業継続を含む）のためのマニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした感染症予防及び事業継続対応に関する研修、訓練シミュレーションの実施の推進
- カ 感染対策（事業継続を含む）に係る運用方針の実施に向けた具体的内容及び問題点の検討と事業所内に設置される感染対策会議への提議
- キ 感染予防及び事業継続に係る備蓄品の在庫把握と調整
- ク その他、当事業所内の感染症の発生予防のために必要な事項に関すること

６． 臨時感染症会議の開催

臨時感染症会議は、管理者の招集により随時開催する。また、この会議で検討した事項については事業所の臨時感染症委員会にて審議する。

７． 感染症予防の手順

（１） 感染症予防のための計画の作成

担当者は、感染症のハイリスク者に対し、感染症予防のための計画を作成する。

（２） 感染症予防の実践

介護職員は、感染症予防計画に則り、別に定めるマニュアルに従って、日常的なケアにおいて感染症予防の実践に努めなくてはならない。

（３） 感染症予防の評価

担当者は、感染症予防計画に従って適切な感染症予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

８． 感染症発生時の対応手順

（１） 感染症の情報管理

早い段階で受診し、医師の指示を仰ぎ、迅速な対応が取れるよう、情報管理を適切に行う。また、事業所の管理者の判断により職員へ周知し、収束まで事業所内の情報共有・対応体制を維持する。

（２） 感染症の拡大防止

介護職員等は、感染の原因特定の為、症状のタイプや種類等を把握し、医師の指示や別に定めマニュアルに従って感染症の原因排除及び感染拡大の阻止に努める。

（３） 医療機関や保健所、

市町村の関係機関との連携 感染症の発生（複数の発生あるいは異常発生）が見られる時には、危機管理マニュアルに基づき報告を速やかに行い、指導に応じる。

（４） BCP（事業継続計画）

新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は事業所内にまん延が起こった場合であっても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

7. 感染症対策に関する研修

事業所の管理者は、あらかじめ感染症対策委員会において作成された研修計画に従い、主に介護職員を対象とした感染症対策に関する事業所内職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。

8. 外部専門家の活用

事業所の管理者は、事業所外の専門家に依頼し、職員が、感染症対策についての相談、指導等 2 を積極的に受けることが出来る体制を整備するように努める。

9. その他

（１） 記録の保管

感染症対策委員会の審議内容等、事業所内における感染症予防に関する諸記録は 5 年間保管する。

（２） 指針等の見直し

本指針及び感染症予防に関するマニュアル類等は感染症対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

（３） 指針の閲覧

本指針は当事業所の事務所に常設し、いつでも自由に閲覧できるようにするものとする。

令和 5 年 10 月 1 日作成

令和 7 年 5 月 20 日改定